

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による下関市
介護保険料の減免に関する要領第3条第2項に規定する書類について

第1 第2条第1号関係

- (1) 世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより死亡した場合 医療機関より発行される死亡診断書
- (2) 世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し重篤な傷病を負った場合 医療機関より発行される診断書(保健所より発行される入院勧告書又は就業制限書をもって代えることができる。)

第2 第2条第2号関係

アの事業収入等の減少を証明する書類

(1) 令和2年の収入

事業収入、不動産収入又は山林収入 確定申告書控えの写し
給与収入 給与証明書、所得証明書又は源泉徴収票の写し

(2) 令和3年の収入

事業収入、不動産収入又は山林収入 経過した期間の帳簿及び別紙の収入見込額算出表
給与収入 経過した期間の給与証明書の写し、給与明細書、源泉徴収票の写し及び別紙の収入見込額算出表

(3) 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額

損害保険の振込通知書等

イの減少する事業収入等に係る所得以外の令和2年中の所得額

確定申告書控えの写しのほか、令和2年に得た収入に係る所得がわかる書類